科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 5 月 29 日現在

機関番号: 3 4 5 0 4 研究種目: 基盤研究(B) 研究期間: 2011 ~ 2013

課題番号: 23330012

研究課題名(和文)ポスト・デモクラシー状況下のウェストミンスター・モデル憲法の理論的・実証的研究

研究課題名(英文)Theoretical and empirical study of the Westminster model constitution of post-democr acv circumstances

研究代表者

松井 幸夫 (MATSUI, Yukio)

関西学院大学・司法研究科・教授

研究者番号:30135892

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 10,800,000円、(間接経費) 3,240,000円

研究成果の概要(和文): 2010年総選挙後の連立政権下でのイギリスの憲法変動を、民主主義の「劣化」というポスト・デモクラシー状況を踏まえて検討し、研究組織メンバーに課題を分担して成果を上げるとともに、各年度の春秋の研究会や夏季の合宿研究会等による共同研究として「ウェストミンスター・モデル」憲法の最近の変化を明らかにする成果をあげた。また、2012年春にはイギリスから憲法研究者を招聘し、13年秋にはロンドン大学で、2回の「日英憲法セミナー」を開催し、研究交流で成果を上げ、国際的共同研究の基盤を築いた。共同研究の成果の概要はすでに冊子にまとめられ、さらに科研の出版助成をえて論文集を上梓する予定である。

研究成果の概要(英文): The study was proceeded to examine the changes of the constitutional changes in the UK under the coalition government since 2010, in the light of 'Post-Democracy' situation that meant 'deg radation of democracy'. Each research member had his/her own theme to study the 'Westminster model' constitution, and the research organization totally consolidated and intensified the achievement by research meetings. We could got the results to elucidate the recent changes in the 'Westminster model' constitution. In addition, we held two times a "Japanese-UK Constitution Seminar" in Japan, the first time, invited a constitutional professor from the Univ. of London in 2012, the other, in the King's college London in 2013. We got well achievements in research exchange, and built the foundation of further international joint research.

The research results has already summarized in the booklet, and we will publish a book next year.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・公法学

キーワード: 公法学 憲法学 デモクラシー ウェストミンスター・モデル 憲法改革

1.研究開始当初の背景

イギリスでは、1997年の労働党(ニュー・レイバー)のブレア政権成立後「憲法改写を記述したのでで、続くブラウン政権のもとまで、1党となった保守党は議席の過半数とによりで第1党となった保守党は議席の過半で選挙を関係と連立を組むことによって政権を関係を通して形成される二大政党による単独政権を前提に運用されてギリスの憲法政治(「ウェストミンスを、1、システム」あるいは「ウェストミンスの連立政権のもとで、さらに変動を余儀なくの連立政権のもとで、さらに変動を余儀なくされてきている。

他方では、20世紀に一般化する民主主義体制は、経済及び政治のグローバル化、市場化等の外的環境の変化により、それを支える基盤的エネルギーを失い弱体化し、福祉国家は形骸化して格差社会が現出し、政党政治も危機に瀕するという「ポスト・デモクラシー」現象が先進諸国について指摘され、その傾向はイギリスにおいても顕著であるとされる。

このような政治状況の中で、イギリスにおける「ウェストミンスター・モデル」憲法の変動を把握し同モデルの意味を再検討することが、憲法の現代的変容を理解する上でも、また、同モデルがイギリスのみならずコモンウェルス諸国の憲法に大きな影響を与えていることからも、さらに 1990 年代の「政治改革」以降の議論の中で日本でも大きな関心がもたれ影響を及ぼしてきたことからも重要な課題となってきている。

2.研究の目的

本研究の目的は、上記した民主主義の劣化を特徴とする「ポスト・デモクラシー」、 の中で、イギリス憲法の特徴とされる「ウギリス憲法の特徴とされる「ウギリス憲法を中心的な対象として理論的、実証を対象として理論的、との課題を、とくに 2010 年の連立がある。この課題を、とくに 2010 年の連立がある。この課題を、とくに 2010 年の連立がある。この課題を、とくに 2010 年の連立がある。ことを目的とした。上記した。 本の高憲法運用や学界動向にも影響をルスを表している「ウェストミンスター・モデル」理解の問題点をも視野に入れて変化の特現を解明することに重点を置き、日本を含む現を解明することに重点を置き、日本を含むするに表が直面する課題や問題を明らかにすることを目的とした。

3.研究の方法

本研究は、本研究組織に属する研究代表者、 研究分担者と連携研究者を中心としたイギ リス憲法研究会の共同研究として行われた。 まず、本研究課題の目的を共通認識として 確認しつつ、研究分担者・連携研究者それぞれの研究分担を明らかにし研究を進め、研究 代表者がそれらを調整しつつ総括すること とした。

これら各研究を共同研究として相互交流 し総合するために、春と秋の公法系の全国学 会に合わせて研究会を開催した(2011年5月 関西学院大学東京丸の内キャンパス、2012年 5月龍谷大学、同10月明治大学、2013年5 月新潟第一ホテル、同10月龍谷大学セミナ ーハウス[京都])。また、夏季には、毎年2 泊3日の合宿研究会をもち、本科研の研究組 織メンバーだけでなく、研究協力者をはじめ としたイギリス憲法研究会の若手研究者を 含むメンバーの多くが研究報告を行った(合 宿研究会の開催地は、2011年8-9月長野県松 本市、2012年8月岡山県津山市、2013年8 月長野県諏訪市)。

これら研究会では、それぞれの研究の交流 や共有化を中心に、各研究分担者等の研究の 進捗状況の確認や、分担課題の調整や明確化、 共同研究としての総合化・集約の方向や方法 についても議論がなされた。

また、本科研による共同研究開始後、イギ リスの憲法学界との直接的な交流の必要性 と重要性が認識され、2012年4月にはロンド ン大学のキース・ユーイング教授を招聘し、 イギリス行政法研究会のメンバーにも参加 を呼びかけて、また、2013年9月にはロンド ン大学キングスカレッジにおいて「日英憲法 セミナー」を開催した(2012年4月21日龍 谷大学深草キャンパス「ウェストミンスター 憲法を考える」と 2013 年 9 月 13-14 日ロン ドン大学キングスカレッジ "KCL-Japanese Society for the Study of the British Constitution: Comparative Perspectives on Constitutional Law")。これらセミナー での報告は、日本側から本科研研究代表者、 研究分担者、連携研究者のべ9名、イギリス 側からはのべ8名の憲法学を中心とする研究 者であった。

これら研究を進める中で、共同研究の成果をまとめて公表する意義と必要性が議論され、2013年夏の合宿研究会で本科研研究終了後に出版助成を獲得して論文集を刊行することとなり(刊行は2015年度を予定)、その準備作業にも着手した。とりあえずは3年間の研究成果の概要を活字化することとし、この概要は冊子『イギリス憲法の「現代化」と憲法学 2011年度~3013年度科学研究補助金共同研究成果の概要 』(2014年4月、イギリス憲法研究会)としてとりまとめた。

4. 研究成果

研究成果のうち公表された論文等や報告 などについては後掲のとおりであるが、3 年 間の共同研究によって、「ウェストミンスター・モデル」憲法の近年における変動を、イギリスを中心に理論的、実証的に検討する本科研研究の目的は大きく前進し、さらに今後の研究の課題や方向についても、それらを明らかにすることができた。

今回の科研研究は、2000~2002年度の「ニュー・レイバーとイギリス憲法改革の総合的研究」(課題番号:12420005、研究代表者:松井幸夫) 2006~2008年度の「ウェストミンスター・モデルの再検討と立憲主義憲法論の可能性についての総合的研究」(課題番号:18330008、研究代表者:松井幸夫)における共同研究をさらに発展させる位置にあったが、本研究によって、とくに 2010年以降の政治状況の変化を踏まえたイギリスを中心とした憲法政治と憲法理論の展開を把握し分析、検討することができた。

分野としては、イギリスのみならず日本や イギリス憲法を「継受」したコモンウェルス 諸国において用いられる「ウェストミンスタ ー・モデル」観念の分析概念としての意味と 多様性、イギリス憲法理論の展開と新しい傾 向をはじめ、同モデルの重要な要素である選 挙制度、政党システム、議会制度改革、議会 - 裁判所関係や、議会優位性(国会主権)や 単一国家性にかかわる司法審査制、ヨーロッ パ人権条約を国内法化した人権法の問題、権 限移譲とスコットランド独立問題、君主制と 国王大権、軍事法制などに及び、さらにそれ ら動向の基底にあるヨーロッパとの関係(E U、人権条約など)、また、相互関連のある オーストラリアやニュージーランドでの「ウ ェストミンスター・モデル」をめぐる議論状 況や憲法状況の展開についてもフォローす ることができた。このように本研究の成果は ひろく、かつ最新のものであり、日本では他 に例を見ないものである。

また、上記した2回にわたる「日英憲法セミナー」は、本研究課題に関するイギリスの憲法理論の最近の動向を吸収するものであるとともに、それを日本の憲法及び憲法理論と突き合わせて報告して議論するものであり、国際的な共同研究として大きな成果であった。また、今後さらに国際的共同研究を発展させていく基盤を築くものであった。

セミナーについては、未確定ではあるが、 ロンドン大学キングスカレッジの研究誌に 掲載する準備が進行中である。

本研究の成果の概要は、上述したように、すでに冊子としてまとめられている。さらに2014年秋には科学研究費助成事業(研究成果公開促進費)を申請して、2015年には論文集として上梓できるように準備を進めている。

科学研究費補助金によるイギリス憲法研究会の共同研究は、今回を含めのべ3回9年にわたる。イギリス憲法研究者の数が多くない日本の憲法学界の中で、イギリス憲法研究会の継続的活動と科学研究補助金による共同研究は、それなりの役割を果たしてきたが、

今回の研究はそれをさらに発展させるもの となった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計39件)

<u>松井幸夫</u>、イギリス地域的分権の展開 - スコットランドとウェールズ - 、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 9-12

松井幸夫、ニュージーランド憲法とイギリス憲法モデル、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 65-68

柳井健一、憲法改革後の議会制度改革とウェストミンスター・モデル、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 29-32

小松浩、イギリス連立政権と頓挫した選挙制度改革、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 13-16

<u>小松浩</u>、イギリスにおける国会議員リコール法の行方、立命館法学、査読無、352 号、2014、pp. 219-239

岩切大地、「ポスト・デモクラシー」における政治部門と裁判所の関係とその変化、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会)査読無、巻号無、2014、pp. 21-24

岩切大地、イギリス貴族院のバンクール判決にみる国王大権と司法審査、法学研究、査 読無、87 巻 2 号、2014、pp. 161-195

江島晶子、イギリス憲法の「現代化」とヨーロッパ人権条約:ポスト・デモクラシーにおけるオルタナティヴ?、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 37-40

Akiko EJIMA, Emerging Transjudicial Dialogue on Human Rights in Japan: Does it contribute in making a hybrid of national and international human rights norms?, 明治大学法科大学院論集,查読無, 2014, 14号, pp. 139-167

大田肇、イギリス軍隊と人権法 - イラク戦争・占領を素材として - 、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 41-44

倉持孝司、「ウェストミンスター・モデル」とその「変容」化論、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 1-4

佐藤潤一、「イギリス人の」権利章典の意味と無意味、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻号無、2014、pp. 33-36

<u>成澤孝人</u>、イギリス憲法の構造と政党、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス

憲法研究会)査読無、巻号無、2014、pp. 25-28 <u>松原幸恵</u>、「法の支配」の現代的展開、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス 憲法研究会)査読無、巻号無、2014、pp. 57-60 <u>愛敬浩二</u>、イギリスにおける憲法秩序の変容と憲法理論、イギリス憲法の「現代化」と 憲法学(イギリス憲法研究会) 査読無、巻 号無、2014、pp. 5-8

<u>愛敬浩二</u>、ジェレミー・ウォルドロンの違 憲審査制批判について、名古屋大学法政論集、 査読無、255 号、2014、pp. 757-790

植村勝慶、王位継承法の改正~2013 年王位継承法の成立~、イギリス憲法の「現代化」と憲法学(イギリス憲法研究会)、査読無、巻号無、2014、pp. 17-20

K.D.ユーイング著、<u>柳井健一</u>・宮内紀子共 訳、自由のかがり火、法と政治(関西学院大 学法政学会)査読無、63 巻 4 号、2013、pp. 197-214

K.D.ユーイング著、元山健・柳井健一共訳、連立政権下のウェストミンスター・システム、法と政治(関西学院大学法政学会) 査読無、63巻4号、2013、pp. 171-195

Akiko Ejima, The Influence of the international codification of human rights upon the codification of the Constitution of Japan, University of Tokyo Journal of Law and Politics, 查読有, No.10, 2013, pp. 81-97

- ② Akiko EJIMA, Advantages and Disadvantages of Creating a Multi-Layered System for the Protection of Human Rights: Lessons from UK-European experiences under the European Convention on Human Rights, 明治大学法科大学院論集,查読無、13号、2013, pp. 1-24
- ②<u>江島晶子</u>、比例原則のグローバル化 人権 の対話 、比較法研究、査読無、75号、2013、 pp. 214-220
- ③<u>江島晶子</u>、イギリスにおける比例原則の継受 ヨーロッパ人権条約と 1998 年人権法、 比例原則、比較法研究、査読無、75 号、2013、 pp. 246-252
- ②大田肇、国外での武力紛争における「生命に対する権利」に関するイギリス裁判所の判決 その2、津山工業高等専門学校紀要、査読有、55号、2013、pp. 15-23
- ②<u>倉持孝司</u>、イギリス憲法における「憲法上の変更」とそのプロセス、法律時報、査読無、35巻5号、2013、86-90
- ③佐藤潤一、オーストラリアにおける差別表現規制 差別禁止法と国内人権機関の役割、国際人権、査読有、24号、2013、pp. 53-62② 植村勝慶、イギリスにおける庶民院解散権の廃止 連立政権と議会任期固定法の成立 、 國學院法学、査読無、50巻4号(通巻197号)、2013、pp. 441-468
- ◎元山健、「戦後」イギリス憲法史覚書 重なり合う統治の歴史的地層 、龍谷法学、査読無、44 巻 4 号、2012、pp. 265-304

- ② <u>Ken Motoyama, Considering the Japanese Political Reform in 1993-94 Was the Westminster Model successfully introduced in Japan?,龍谷法学,査読無,45 巻 2 号,2012, pp. 217-232</u>
- ⑩<u>小松浩</u>、イギリス連立政権と解散権制限立法の成立、立命館法学、査読無、341号、2012、pp. 1 19
- ③<u>江島晶子</u>、経済秩序と「憲法/国際法」-International Constitutional Law/ Constitutional International Law - 、季刊 企業と法創造 8 巻 3 号(通巻 31 号)査読無、 2012、pp. 16-29
- ②<u>江島晶子</u>、現代社会における「公共の福祉」 論と人権の再生力 - Gillan 事件ヨーロッパ 人権裁判所判決(警察による停止・捜索)と 自由保護法案 - 、明治大学法科大学院論集、 査読無、10号、2012、pp. 77-10
- ③江島晶子、イギリスにおける「公正な裁判」 -多層的人権保障システム下における、イギリス・コモン・ローおよびヨーロッパ人権条約による「公正な裁判を受ける権利」の彫琢、比較法研究、査読無、74号、2012、pp. 70-84 ④大田肇、国外での武力紛争における「生命に対する権利」に関するイギリス裁判所の判決 その1、津山工業高等専門学校紀要、査 読有、54号、2012、pp. 15-30
- ③<u>成澤孝人</u>、共和主義とイギリス憲法、信州 大学法学論集、査読無、19号、2012、pp. 83-150、
- ® Akiko Ejima, Significance of a Multi-layered Dialogue for Constructing a Multi-layered Fundamental Rights Protection System: Concluding Remark for the Symposium held in Nagoya, Japan, in November 2010, International Constitutional Law Journal, 査読有, Vol.5 Issue 2, 2011, pp. 218-221
- ③江島晶子、憲法を「人権法」にする触媒としての国際人権法 憲法解釈を行う国家機関の設計・作法における「国際標準化」 、国際人権、査読無、22号、2011、pp. 69-74 ⑧佐藤潤一、オーストラリアにおける人権保障 - 成文憲法典で人権保障を規定することの意義・研究序説、大阪産業大学論集人文・社会科学編、査読有、12号、2011、pp. 19-54 ⑨愛敬浩二、憲法学と歴史研究、公法研究、査読有、73号、2011、pp. 1-20

[学会発表](計25件)

Akiko EJIMA, Japanese Efforts to Have a Secrecy Law and a 'National Security Council, International Association of Constitutional Law Round Table、2014年3月6日、Harvard Law School, Boston (USA)

Ken Motoyama, Significance of the Renunciation and Abolition of All the War and Military Forces Clauses in the Japanese Constitution , KCL-Japanese Society for the Study of the British

Constitution, Comparative Perspectives on Constitutional Law, 14 September 2013, School of Law, King's College London, Somerset House, London (UK)

Takashi Kuramochi, Protection of Human Rights and the Role of Constitutional Judicial Review in Japan, KCL-Japanese Society for the Study of the British Constitution, Comparative Perspectives on Constitutional Law, 14 September 2013, School of Law, King's College London, Somerset House, London (UK)

Yukio Matsui, Characteristics of the Japanese Constitution, KCL-Japanese Society for the Study of the British Constitution, Comparative Perspectives on Constitutional Law, 13 September 2013, School of Law, King's College London, Somerset House, London (UK)

Kenich YANAI, The Institutions of Government - Cabinet Government and the Second Chamber Problem in Japan 、 KCL-Japanese Society for the Study of the British Constitution 、 Comparative Perspectives on Constitutional Law、13 September 2013、School of Law、King's College London、Somerset House, London(UK)

Koji AIKYO, The British Constitution in the Japanese Constitutional Studies, KCL-Japanese Society for the Study of the British Constitution, Comparative Perspectives on Constitutional Law, 13 September 2013, School of Law, King's College London, Somerset House, London (UK)

岩切大地、大権への司法審査 イギリス憲 法研究会、2013 年 8 月 28 日、長野県諏訪市 油屋旅館

松井幸夫、ニュージーランド憲法の変容、 イギリス憲法研究会、2013 年 8 月 27 日、長 野県諏訪市油屋旅館

植村勝慶、王位継承法の改正について イギリス憲法研究会、2013年8月27日、長野 県諏訪市油屋旅館

小松浩、イギリス国会議員リコール法の動向、 イギリス憲法研究会、2013 年 8 月 26 日、長野県諏訪市油屋旅館

<u>成澤孝人</u>、イギリス憲法と政党 イギリス 憲法研究会、2013 年 8 月 26 日、長野県諏訪 市油屋旅館

江島晶子、企画の趣旨:人権の対話 「比例原則」の国際化を手がかりに 」、「比例原則の継受 イギリス/ヨーロッパ人権条約を中心に 」、比較法学会ミニ・シンポジウム、2013年6月1日、青山学院大学

Akiko EJIMA, The Possibility of Creating a Multi-Layered System for the Protection of Human Rights: What can Asian Countries Learn from UK-European experiences under the European Convention on Human Rights?,

Symposium on 'The Contextual Approach to Human Rights and Democracy' Dialogue between Europe and Japan, Academic Conference on the 15th Anniversary of Japanese Attendance as an Observer in the Council of Europe (organised by Nagoya University, Japan, with support of the Council of Europe and the Japanese Consulate-General in Strasbourg), 2013年2月18日、Agora Building, Council of Europe, Strasbourg (France)

<u>江島晶子</u>, Subliminal effects of the worldwide glowing anti-terrorism measures (including powers of surveillance) upon the country that has not experienced terrorism since 1995, International Association of Constitutional Research Group on Constitutional Responses on Terrorism Workshop、2012 年 12月13日、University of New South Wales, Sydney (Australia)

<u>愛敬浩二</u>、政治的憲法論の過去・現在・未来、 イギリス憲法研究会、2012 年 8 月 30 日、岡山県津山市津山国際ホテル

小松浩、イギリス連立政権と解散権制限立 法の成立、イギリス憲法研究会、2012 年 8 月 29 日、岡山県津山市津山国際ホテル

<u>江島晶子</u>、イギリスにおける公正な裁判 多層的人権保障システムにおける公正な裁 判を受ける権利の彫琢 、比較法学会、2012 年6月3日、京都大学

松原幸恵、イギリス近代前史における「法の支配」と議会、イギリス憲法研究会、2012 年5月11日、龍谷大学深草キャンパス

Kenich YANAI, Japanese Political/Constitutional Reform, National/Popular Cabinet System Theory and the Westminster Model Constitution, 日英憲法セミナー「ウェストミンスター・モデル憲法を考える」, 21 April 2012、龍谷大学深草キャンパス

Akiko, EJIMA、 Possibility of A Multi-layer System of Human Rights Protection: What can be learned from the UK experience under the European Convention on Human Rights?日英憲法セミナー「ウェストミンスター・モデル憲法を考える」、21 April 2012、龍谷大学深草キャンパス

②Ken Motoyama, Considering the Political Reform 1993-94、日英憲法セミナー「ウェストミンスター・モデル憲法を考える」、21 April 2012、龍谷大学深草キャンパス

②Koji, AIKYO, How to Read "the Political Constitution" - A Comment on the Constitutional Theory of Professor K. D. Ewing, 日英憲法セミナー「ウェストミンスター・モデル憲法を考える」, 21 April 2012, 龍谷大学深草キャンパス

③<u>小松浩</u>、本共同研究から見たイギリス憲法 制度の動向、イギリス憲法研究会、2011 年 8 月31日、長野県松本市ホテル玉之湯 ②<u>倉持孝司</u>、本共同研究から見たイギリス人 権保障制度の動向、イギリス憲法研究会、 2011年8月31日、長野県松本市ホテル玉之 湯

②<u>佐藤潤一</u>、オーストラリアにおける人権保障 イギリス憲法研究会、2011年5月13日、 関西学院大学東京丸の内キャンパス

[図書](計9件)

Akiko EJIMA, Routledge, Surveillance, Counter-Terrorism and Comparative Constitutionalism, 2014, xxxviii+431(pp. 192-209)

Akiko EJIMA, Springer, Codification in International Perspective, 2014, xviii+37 (pp. 297-312)

<u>江島晶子</u>、有斐閣、現在立憲主義の諸相、 2013、vii+750 (pp. 85-114)

Akiko Ejima, Hart Publishing, The Use of Foreign Precedents by Constitutional Judges, 2013, xxxviii+431 (pp. 273-299)

<u>柳井健一</u>、新曜社、越境とアイデンティフィケーション、2012、488 (pp. 58-73)

<u>元山健</u>、国立国会図書館調査及び立法考査 局、各国憲法集(2)アイルランド憲法、2012、 64 (http://www.ndl.go.jp より PDF ファイ ルで閲覧可能)

<u>元山健</u>、法律文化社、平和憲法と人権・民 主主義、2012、362 (pp. 220-234)

<u>江島晶子</u>、敬文堂、憲法の国際協調主義の 展開 ヨーロッパの動向と日本の課題-、 2012、xii+282 (pp. 41-69)

<u>愛敬浩二</u>、日本評論社、国家と自由・再論、 2012、388(pp. 65-84)

6.研究組織

(1)研究代表者

松井 幸夫(MATSUI, Yukio) 関西学院大学・司法研究科・教授 研究者番号:30135892

(2)研究分担者

柳井 健一 (YANAI, Kenichi) 関西学院大学・法学部・教授 研究者番号: 30304471

小松 浩 (KOMATSU, Hiroshi) 立命館大学・法学部・教授 研究者番号: 40234877

元山 健 (MOTOYAMA, Ken) 龍谷大学・法学部・教授 研究者番号:80116285

岩切 大地(IWAKIRI, Daichi)

立正大学・法学部・准教授研究者番号:00553091

江島 晶子(EJIMA, Akiko) 明治大学・法務研究科・教授 研究者番号:40248985

大田 肇 (OTA, Hajime) 津山高等工業専門学校・教授 研究者番号:30203798

倉持 孝司 (KURAMOCHI, Takashi) 南山大学・法務研究科・教授 研究者番号: 0 0 1 5 3 3 7 0

佐藤 潤一(SATO, Junichi) 大阪産業大学・教養部・准教授 研究者番号:40411425

成澤 孝人 (NARISAWA, Takato) 信州大学・法曹法務研究科・教授 研究者番号:40390075

松原 幸恵 (MATSUBARA, Yukie) 山口大学・教育学部・准教授 研究者番号:80379916

(3)連携研究者

愛敬 浩二(AIKYO, Koji) 名古屋大学・法学研究科・教授 研究者番号:10293490

植村 勝慶 (UEMURA, Katsuyoshi) 國學院大學・法学部・教授 研究者番号: 6 0 2 1 3 3 9 4